

障害のある学生への修学支援 －『障害学生支援室』と『学科』の連携による 実習支援の取り組み－

嶋田 かをる^{*1,3§} 杉内 博幸^{*1,3} 廣瀬 英治^{*1,3} 河瀬 晴夫^{*2,3}
野中 喜久^{*1} 北野 正文^{*1} 菊池 亮^{*1} 石丸 靖二^{*1}

[要 旨] 熊本保健科学大学では、開学後初めてとなる重度聴覚障害学生の入学を契機として、2011年4月に修学上特別な配慮を必要とする学生を対象とした学長直属の『障害学生支援室』(以下、支援室)を設置した。発足当初は、支援室規程を策定するとともに、聴覚障害学生の授業参加を保障する取り組みを担う学生等の養成および、保障に必要な諸設備の配置、教職員ならびに全学生への聴覚障害者に関する啓発や研修のほか、地域や学外関連機関との連携などを行った。その翌年には、障害の異なる学生から配慮の申し出があったため、支援室の対象学生として対応を開始した。2014年12月現在、支援室の対象学生数は、医学検査学科を含む保健科学部全体で8名である。

本稿では、支援室の概要ならびに支援室が、医学検査学科と連携して取り組む実習支援について報告する。この報告が、今後の障害のある学生に関する臨床検査技師教育の一助となることを願う。

[キーワード] 障害学生、臨床検査技師教育、修学支援、臨地実習、FD活動

はじめに

我が国政府は、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、医師法における障害者に係る絶対的欠格事由の相対的欠格事由への見直しを図り、2001年7月「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」を施行した。これにより、聴覚に障害のある学生も業務遂行能力に応じて臨床検査技師免許を取得することが可能となった。また、政府は、2006年12月の国際連合総会における「障害者の権利に関する条約」の採択を背景に、障害のある人に対する福祉や教育に関する法律の整備に取り組んでいる。

さらに、文部科学省は2012年6月、『障がいのある学生の修学支援に関する検討会』を設置、同年12月に検討会報告(第一次まとめ)を発表した。

こうした状況の中、熊本保健科学大学(以下、本学)では、開学後初めてとなる重度聴覚障害学生(以下、Aさん)の入学を契機として、2011年4月に修学上特別な配慮を必要とする学生を対象とした学長直属の『障害学生支援室』(以下、支援室)を設置した。その翌年には、Aさんとは障害の異なる学生から配慮の申し出があったため、支援室の対象学生(以下、支援学生)として対応を開始した。2014年12月現在、支援学生数は、医学検査学科を含む保健科学部全体で8名である。

*¹ 熊本保健科学大学保健科学部医学検査学科、[§]shimada@kumamoto-hsu.ac.jp

*² 熊本保健科学大学総務部、*³ 同 障害学生支援室

本稿では、支援室の概要ならびに Aさんを含む医学検査学科に所属する支援学生に関して、支援室と学科が連携して取り組む実習支援について報告する。

なお、「障害」の表記については、「障害」のほか、「障がい」「しょうがい」などの様々な見解があるが、本稿では障がい者制度改革推進会議(第26回)資料²⁾に基づき、「障害」を使用する。

I. 倫理的配慮

本稿を投稿するにあたって、その目的と論文内容を医学検査学科の支援学生たちに提示し、公開の承諾を得た。

II. 本学『障害学生支援室』概要

支援室が発足した当初、まず支援室規程を策定するとともに Aさんの授業参加を保障する取り組み(以下、情報保障)の方策を決定した。Aさんのコミュニケーション手段としては、口話、筆談、手話など多様な方法があるが、情報保障の手段としては、音声情報を文字化してパソコンに入力表示するパソコンノートテイクを採用した(図1)。そのため、情報保障を担う学生などの情報保障者の養成が急務となった。さらに、情報保障に必要な諸設備の配置、教職員ならびに全学生への聴覚障害者に関する啓発や研修、地域や学外関連機関との連携など様々な取り組みを行った^{2,3)}。

また、支援に必要な予算申請とその財源確保に向けた公的補助金申請も支援室が実施している。主な財源としては、日本私立学校振興・共済事業団が交付する「私立学校等経常費補助金特別補助申請」を活用している。この補助金は、障害学生一人に対する一律支給額のほか、指定条件に合う取り組みに対する加算額が上乗せ支給される⁴⁾。

保健科学部全体の支援学生(8名)の障害種別は、日本学生支援機構が作成した「教職員のための障害学生修学支援ガイド」⁵⁾に従えば、聴覚障害のほか、病弱・虚弱、発達障害である。したがって、求められる支援の内容は、支援学生の障害の状態、要望などにより多岐に亘るようになってきた。しかししながら、「相談の上」での合理的配慮を基本

としていることから、提出された支援依頼書に基づき、支援室との協議を経てその内容を決定している。決定した内容は、支援室を構成する委員に支援学生が所属する学科長等も含まれるため、学科との連携が図りやすい環境となっている。

その他、支援室が学内の FD(Faculty Development)推進委員会と連携することにより、障害のある学生に分かりやすい講義の取り組み成果を学生全体に享受できるような形へ広げる⁶⁾とともに、教員の教育に関する質の向上を目指す企画にも繋がっている^{7,8)}。

III. 医学検査学科 支援学生への実習支援

1. 学内実習

実習では、実習室座席やグループ編成時の配慮などを実施している。実技指導の支援に関しては、スクーデントアシスタントや非常勤の実習指導支援員配置などがある。実習指導支援員は、ボランティアとして障害者支援に携わっている本学OBの検査技師長経験者に依頼している。さらに、科目担当者と支援室の連携で、字幕付き操作ビデオの作成や実習操作開始直前の口頭説明を文章化して、支援学生のみならず全学生へ実習前日に配付するなど、様々な工夫を行っている。

Aさんの実習に関しては、実習科目によってパソコンを実習室内に持ち込むことが好ましくない環境が生じる(化学系、微生物系)場合、要約筆記での情報保障に替えている。また、形態系実習では、Aさん専用のモニター付き顕微鏡を支援室予算で購入した。これにより、Aさんが鏡検している画面を教員がモニターで確認しながら指導することができる(図1)。

2. 学外実習(臨地実習)

a. 臨地実習の概要

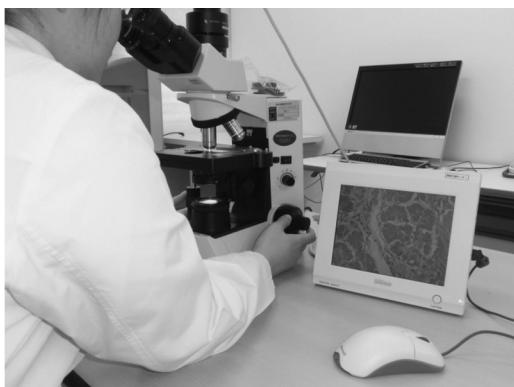
臨地実習は、3年次後期の11月～翌年1月の期間内に47日間(7単位)実施する。本学に附属病院の併設がないことから実習施設は、熊本県内に留まらず、西日本地域の45を超える学外医療機関(以下、実習施設)に依頼している。1実習施設当たりの配置学生数は、受入れ施設と本学の協議により1名～7名程度である。学生の実習施設へ



情報保障者 2 名によるパソコンノートテイク



採血実習風景



モニター付顕微鏡



図 1 A さんへの学内における支援状況

の配置は、第 1 から第 3 希望施設の調査後、学科内運営組織である臨地実習を担当する臨地実習担当者会議(以下、担当者会議)で調整され決定する。例年、学生の大半が第 1 希望実習施設へ配置されている。

実習施設と学科との連絡・調整は、担当者会議によるほか、各実習施設に助教以上の教員(以下、実習施設担当教員)1~2 名を充て対応している。

b. 支援学生への取り組み

＜実習開始前＞

A さんを含む支援学生たちへの臨地実習支援(2014 年度)は、実習施設の確保から始まった。学生たちの希望施設を確認後、受入れ施設を検討した。特に、県外出身の A さんに関しては、入学当初から地元での臨地実習を想定して、1 年次後期から候補施設へ聴覚障害学生が在籍している

旨を非公式に伝えていた。

一方、支援学生たちへは、臨地実習の日程・実習内容と併せて、実習に際して懸念される事柄などを整理して提示し、学生自身の支援ニーズを明確化させた。

次に、実習施設候補が挙がった段階で、それぞれの対象施設へ受入れへの打診を開始した。すなわち、施設側との面談において、①病院関係者ならびに患者の障害者に対する理解、②学内での修学状況報告、③学生自身の問題(何ができる、何ができないか、具体的にどのような支援が必要かなど)に関する情報を本人および保護者の了解のもとに伝えた。その結果、候補施設すべてにおいて受入れが承諾された。

A さんの受入れ候補施設との面談(施設側：検査部長、技師長、主任技師、本学側：支援室委員、

学科長、実習施設担当教員)時には、「日常会話は、相手の唇の動きを読み取る口話法でコミュニケーションに支障はない。しかし、業務時のマスク着用は筆談などによる支援が必要となる。」旨の説明を行った上で、さらに、情報保障を含む実習支援者としての部外者が検査室内へ出入り可能であるかなど、想定される困難な場面への確認も行った。その際、Aさんの学内実習風景を記録したDVDなどを持参して、障害への理解を得られるように努めた。情報保障については、さらに協議を重ね、検査室の限られたスペースで実習生を受入れること、部外者の検査室出入りは個人情報保護や感染防止の観点などから好ましくないことを考慮して、同一施設で実習するAさん以外の2名の学生へ、自らの実習に支障とならない範囲で情報保障を依頼することになった。その他、実習施設の所在地にある県立聴覚障害者センターへ緊急時に情報保障を依頼する可能性を伝え、連携体制を確保した。

＜実習期間中＞

実習期間中は予期せぬ事態に備えて、実習施設、学科、さらに支援室との連携体制を構築した(図2)。実習施設担当教員は、変化する状況に対応

するために施設へ出向き、支援学生および技師と面談する機会を設けるように努めた。

Aさん自身とは、支援室委員であり実習施設担当教員かつスマールグループ担任である筆頭著者が、毎日電子メールを介して連絡を行い、実習の状況をその場その場で把握し、問題が生じた際はすぐに対処できるようにした。

＜実習終了後＞

実習終了後は、検査技術や知識の習得評価はもちろん、今後の授業支援に活かすデータの収集と整理を実施しなければならない。また、実習先(社会)で経験したいろいろなバリアへの対処に関するヒアリングを行い、4年次の就職活動へ弾みとなる支援体制の構築が必要である。

おわりに

我が国の障害者政策は、2007年9月国際連合総会において署名した「障害者の権利に関する条約」が、2014年2月にその効力を発生している。この条約の第24条(教育)の5に「締約国は、障害者が差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができるることを確保

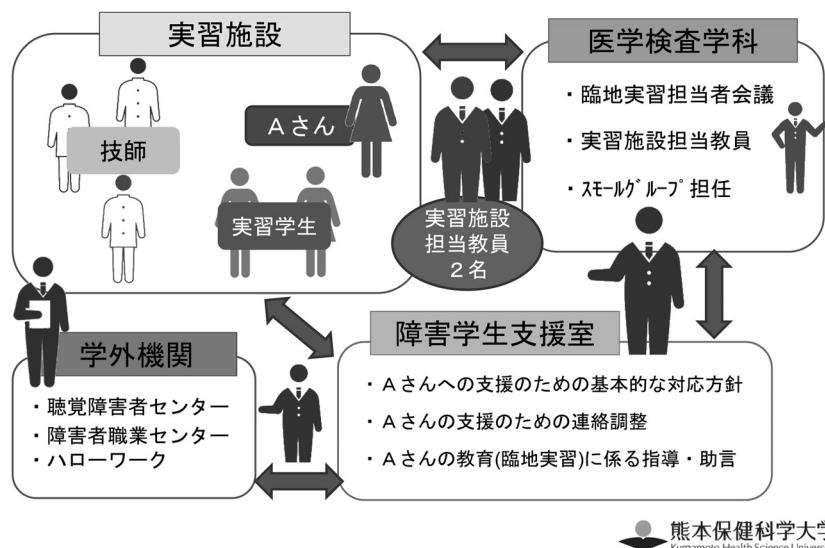


図2 Aさんへの臨地実習支援体制

する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。」ことと記されている。この条約への批准に向けて 2011 年 8 月には、「障害者基本法」の改正が行われ、「差別の禁止」と「合理的な配慮」が追記された。

また、2012 年 6 月には文部科学省高等教育局で『障がいのある学生の修学支援に関する検討会』が設置され、同年 12 月に第一次意見書が公開されている。その意見書では、大学などにおける「合理的配慮」の対象範囲や「合理的配慮の考え方」のほか、取り組むべき課題が提示された。合理的配慮の決定過程においては、「権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要である。」と説いている⁹⁾。

さらに、2013 年 6 月には「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が国会にて可決成立、2016 年 4 月から施行されることになっている。合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学や高等専門学校は同法第 2 条で定義する「行政機関等」に含まれることから、同法第 7 条第 2 項の規定により法的義務が課せられる。一方、学校法人や学校設立会社は「事業者」として、同法第 8 条第 2 項の努力義務にとどめられている。

続く、2013 年 9 月に閣議決定された「第 3 次障害者基本計画」においては、分野別施策「教育、文化芸術活動・スポーツ等」の中で、初めて「高等教育における支援の推進」が明記され、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、単位認定などの試験における適切な配慮実施の促進、支援体制の整備促進、教職員に対する研修の充実など具体的な取り組みが示された。

このような状況の中、本学では 2011 年 4 月から障害のある学生への支援を開始した。今回、本学支援室の概要とともに、A さんを含む医学検査学科の支援学生に関する学内実習ならびに 2014 年 11 月から開始された臨地実習への支援状況を報告した。

学内実習では、支援学生たちが教員や実習指導

支援員からの指導・支援を受けやすく、かつ、周囲の学生たちから孤立せずに実習できるよう、座席やグループ編成時の配慮を実施したことにより、大きな問題や事故を生じることなく実習を終了することができている。A さんに関しては、2 名 1 組の班体制による実習時、A さんへの支援を希望する学生を募り、応募者の中からコミュニケーション能力の高い学生とペアを組ませた。それにより、一般検査学 I 実習における採血実習時には、ペアの学生が被検者として自ら申し出る程の信頼関係を構築できた(図 1)。

臨地実習では、期間中に支援学生(病弱・虚弱)が体調を崩し実習途中入院となる場面も生じたが、主治医の指示を受けつつ日数不足分を補充実習でカバーした。発達障害学生の受け入れ施設では、事前に自施設の発達障害外来看護師長を招いた特性理解の勉強会が行われた。この勉強会により、支援学生は、広く温かみのある指導を受けることができ、心配していた障害に起因する自尊心の低下を軽減することができた。A さんに関しては、技師の方々とのコミュニケーション不足や共に実習している学生に依頼した情報保障の難しさ(情報提供量の不足)が生じた。そのため、検査室、学科、支援室との連携を図り、実習途中で技師の方々に可能な範囲での筆談を再度依頼するほか、生理検査室においては学生による情報保障を取りやめ、A さんと技師との 1 対 1 による指導実習に変更する対応を行った。

臨地実習終了直後に実施した支援学生たちへのヒアリングでは、実習をとおして臨床検査技師の仕事に対する認識や検査技術・知識を自己認知し、必要な支援を周囲に自ら求めるスキルを磨き、検査技師として入職後の配属希望部署を選択する際のひとつの判断材料となったことが確認されている。今後は、臨地実習支援に関わった関係者全員にもヒアリングを行い、改善点や課題を明らかにしていきたい。

さらに、支援室では、就職活動や国家試験受験へ向けた支援を開始するが、本学のような小規模の大学ゆえの特徴を活かして、すべての学内・外の関係者が密に連携を取り合い相互補完的に機能

しながら、合理的配慮のもと、学生が自ら有する潜在的な能力を最大限に發揮できるように支援したい。そして、障害のある学生との共生が、周りの学生を育てる環境となる取り組みを続けたいと考える。

謝辞：本学支援室の修学支援状況を本論文として公表することを快諾してくださった医学検査学科支援学生の皆さん、ならびに学生を受入れて指導いただいた本学医学検査学科臨地実習施設の皆様へ深謝いたします。

※本稿の一部は、第9回日本臨床検査学教育学会学術大会(2014年8月、東京都大田区産業プラザ)において発表¹⁰⁾した。

文 献

- 1) 「障害」の表記に関する作業チーム、「障害」の表記に関する検討結果について. 障がい者制度改革推進会議(第26回)資料2. 2010: 12.
- 2) 嶋田かをる, 廣瀬英治, 佐々木千穂, 岡部由紀子, 向井良人, 河瀬晴夫, 他. 聴覚に障害のある学生への教育支援－入学前から第1セメスターまで－(抄). 第6回日本臨床検査学教育学会学術大会抄録集. 新潟：日本臨床検査学教育協議会事務局 2011: 70.
- 3) 嶋田かをる, 佐々木千穂, 岡部由紀子, 廣瀬英治, 向井良人, 河瀬晴夫, その他. 聴覚に障害のある学生への教育支援 第1報－入学前から第1セメスター

－まで－. 保健科学研究誌 2012; 9: 63-9.

- 4) 日本私立学校振興・共済事業団. 私立大学等経常費補助金取扱要領 私立大学等経常費補助金配分基準. 2014: 43-4.
- 5) 独立行政法人 日本学生支援機構. 教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成23年度改訂版). 2013.
- 6) 北野正文, 嶋田かをる. 聴覚障害学生に対する授業の創意工夫がもたらした一般学生への教育効果(抄). 第8回日本臨床検査学教育学会学術大会抄録集. 大阪：日本臨床検査学教育協議会事務局 2013: 85.
- 7) 嶋田かをる, 廣瀬英治, 北野正文, 佐々木千穂, 岡部由紀子, 河瀬晴夫, 他. 医学系学部における聴覚に障害のある学生への教育支援第2報－障害学生支援室とFD活動－(抄). 第7回日本臨床検査学教育学会学術大会抄録集. 名古屋：日本臨床検査学教育協議会事務局 2012: 97.
- 8) 北野正文, 萩澤さつえ, 飯山準一, 高田政夫, 竹永和典, 河瀬晴夫, 他. 平成23年度FD活動報告. 保健科学研究誌 2013; 10: 81-9.
- 9) 文部科学省. 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ). 2010: 7.
- 10) 嶋田かをる, 杉内博幸, 廣瀬英治, 野中喜久, 北野正文, 石丸靖二. 障がいのある学生への修学支援－『障害学生支援室』における臨地実習支援の取り組み－(抄). 第9回日本臨床検査学教育学会学術大会抄録集. 東京：日本臨床検査学教育協議会事務局 2014: 68.